令和９年度宮城県立角田支援学校高等部入学者募集要項

１　募集学年及び定員

普通科第１学年　１６名　（修業年限３年）

２　出願資格

学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害がある者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者

「学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害」
１　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
２　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

＜留意事項＞

（１）　中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。

（２）　ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が、知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。

３　出願制限

（１）　出願できる県立特別支援学校高等部は一つの学校に限るものとする。

（２）　県立高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立高等学園等の第二次募集と県立特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。

（３）　県立高等学園等の第二次募集に合格した場合は、県立特別支援学校の第一次募集を受検することはできない。

（４）　出願した知的障害の県立特別支援学校高等部に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

４　出願書類

（１）入学願書（本校所定のもの、パソコン作成も可）

（２）調査書　（本校所定のもの、パソコン作成も可）

（３）知的障害を証明する書類（該当者のみ、「２　出願資格」の＜留意事項＞（２）を参照）
※療育手帳の写しの場合は、全面をコピーして提出すること。

５　出願書類の提出

（１）出願期間

令和８年１２月２１日（月）から令和８年１２月２５日（金）午後４時まで

（２）出願受付場所

宮城県立角田支援学校　事務室

（３）出願受付時間

土曜日、日曜日を除く、午前９時から午後４時までとする。（郵送する場合であっても、受付最終日の午後４時までに必着のこと。）

（４）出願方法

志願者は、出願に必要な書類を、出身学校長に提出し、出身学校長は出願期間内に本校へ提出する。なお、出願書類の提出を郵送に行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒１通と併せて、本校に送付すること。

【受検票送付用封筒】

・長形３号の封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付すること。

・出身学校長名、住所、郵便番号を明記すること。

〈 宛先 〉〒９８１－１５０３　　宮城県角田市島田字御蔵林２４－１ 宮城県立角田支援学校長　宛

（５）その他

受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む）は、出願の取消等があっても返還しない。

６　教育相談

（１）本校高等部を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。詳細については、本校教育相談担当に問い合わせること。

（２）教育相談は令和８年１１月２日（月）から１１月１６日（月）までの期間で実施する。

７　入学者選考

（１）期日　　令和９年１月１５日（金）

※追検による選考を実施する場合　令和９年１月１９日（火）

（２）場所　　宮城県立角田支援学校

（３）選考方法　①出願書類の審査

②諸検査（身辺処理、集団行動、作業能力）

③面接（生徒、保護者）

（４）日程　９：００～　９：１５　　受付

９：２０～　９：２５　　オリエンテーション

９：３０～１２：００　　諸検査及び面接

（５）持ち物　　○受検票　　○運動着（上下）　　○上靴

（６）服装　　制服、又はそれに準ずる服装

８　合格発表

（１）　第一次募集・追検合格発表日：令和９年１月２１日（木）　午後３時

本校玄関前　合格の発表は受検番号掲示によって行う。

（２）　結果に係る通知書の郵送を希望する出身学校長は、結果通知用封筒１通を本校校長宛に送付すること。

【結果通知用封筒】

・角形２号の封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付すること。

・出身学校長名、住所、郵便番号を明記すること。

なお、結果に係る通知書を直接受領する場合は、印鑑を持参の上、事務室で受領すること。

９　追検による選考の実施

（１）　第一次募集選考日当日に実施する諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を令和９年１月１９日（火）に実施する。

（２）　追検による選考は、第一次選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア　インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ　その他やむを得ない事由のある者

（３）　第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、本校校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。

（４）　追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

（５）　実施上の手続きは以下のとおりとする。

ア　やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。

イ　当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後４時までに、本校校長等へ電話等で連絡する。

ウ　当該出身学校長は、令和９年１月１８日（月）午後５時までに、追検による選考申請書（様式第７号－１）に証明書類等を添付し、本校事務室へ持参又は郵送する。郵送の場合は、返信用封筒１通（長形３号、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）を併せて提出する。

エ　申請書及び証明書類等を本校で受理後、審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第７号－２又は４）を送付する。

オ　追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証の写しを受付で提示し受検する。

カ　追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まず本校にＦＡＸ等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

10　口頭請求による学力検査得点の簡易開示

本校の入学者選考は教科別の学力検査を実施しないので、簡易開示は行わない。

11　諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

（１）　出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が本校に出願する場合、諸検査等について、出願期間前のできるだけ早い時期に、本校校長等と電話等で連絡・調整の上、本校校長に受検上の配慮申請書（様式第８号－１）により申請する。その際、返信用封筒１通（長形３号、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）を併せて提出する。

（２）　受検上の配慮申請書を受理した本校校長は、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当と認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第８号－２）により通知する。

12　県外からの出願

令和９年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項に定めるところによる。出願期間前に問い合わせをすること。出願期間は令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月４日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

13　出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消届（様式第３号）により出身学校長を経て、速やかに本校校長等に届け出るとともに、受検票を返還する。

なお、県立高等学園等第二次募集に合格した者で、本校の第一次選考を併願している場合は、合格通知書受領後、速やかに在籍中学校を通して、本校に出願取り消しについて電話連絡をし、併せて、様式第３号を FAX で送信する。様式第３号原本は、翌日までに確実に届けること。その際、受検票を返還すること。

14　第二次募集

（１）　合格者数が募集定員に満たない場合に第二次募集を行う。

（２）　第二次募集を実施する場合、詳細を本校ホームページに提示する。出願する中学校等は期日までに必要書類を提出すること。

15　問い合わせ先

宮城県立角田支援学校　教務主任　及川　桂

〒９８１－１５０３　　宮城県角田市島田字御蔵林２４－１

ＴＥＬ（０２２４）６３－２５５５　　ＦＡＸ（０２２４）６２－５６１２

16　その他

【簡易書留速達郵便料金の目安】

①受検票送付用封筒（長形３号）

・郵便料金 110 円、簡易書留 350 円、速達 300 円　　計 760 円

※人数が多い場合（50g を超える場合）は、郵便料金をお確かめください。

②結果通知用封筒（角形２号）

・郵便料金 180 円、簡易書留 350 円、速達 300 円　　計 830 円

※人数が多い場合（100g を超える場合）は、郵便料金をお確かめください。